

# 長崎県医療計画（第7次）【中間評価】の概要

## 第1章 医療計画の中間見直しの趣旨

### 1. 医療計画について

- 本計画は、医療法第30条の4第1項の規定により策定する「医療計画」であり、県や医療関係者はもとより、県民が一体となって、良質でかつ適切な医療を効率的・効果的に利用できる体制づくりを目指すため、本県の現状や抱える課題を明確にし、それに対する施策の方向性を分かりやすくお示しするものとして策定するもの。
- 現在は、「第7次長崎県医療計画」の計画期間となる。（平成30年度から令和5年度までの6年間）

### 2. 中間評価の趣旨

- 医療計画は、医療法第30条の6の規定により、在宅医療その他必要な事項について、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更することとされている。
- 計画期間の中間年である令和2年度において、数値目標等の達成状況等の分析・評価を行い、計画の進捗について把握するとともに、必要に応じて施策の方向性等についても見直しを行うとした。（新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を考慮し、国の通知に基づいて、見直し期間を令和3年度まで延長した上で実施。）

### 3. 中間評価の基本的な方針

- 医療法の規定や現行計画策定の社会情勢の変化等を踏まえて、次の3つの視点から本計画における各事項の分析、評価を行う。
- その際、中間見直しであることを考慮し、計画の方向性については原則踏襲し、計画の継続性の確保を図るものとする。

#### **1 施策に対する指標の適合性や数値目標の達成状況等の分析・評価**

5疾病5事業及び在宅医療における施策に対する指標の適合性や、数値目標等の達成状況等の分析・評価を行い、計画の進捗について把握。必要に応じて施策の方向性等についても見直しを実施。

#### **2 他計画との整合性の確保**

令和2年度に策定された「長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画」との整合性を図るため、在宅医療の整備目標について評価、検討を実施。

#### **3 計画策定後の状況変化を踏まえた検討**

循環器病対策基本法の施行など、計画策定後の状況変化を踏まえ、必要な見直しについて検討。

#### 4. 中間評価の実施方法

- 本計画策定時に設定した各指標の基準値と直近の実績の比較を行い、基準値に対する達成状況について評価を実施。
- 達成状況の評価は、目標値を達成済みのものを「達成」、基準値から改善しているものを「改善」、基準値から変化がないものを「現状維持」、基準値から後退しているものを「後退」、数値の把握ができない等の理由により、評価不能のものを「その他」として評価を行った。

## 第2章 医療圏と基準病床数

### 1. 基準病床数

- 感染症予防法に定める第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関の指定等に伴い、感染症病床の基準病床数を次のとおり見直し。
- 「療養及び一般病床」「精神病床」「結核病床」の基準病床数の変更なし。

【表】感染症病床の基準病床数

	基準病床数	
	現計画	見直し後
感染症病床	38床	42床

## 第3章 5疾病5事業及び在宅医療の中間評価

### 1. 中間評価の結果

- 5疾病5事業及び在宅医療の11分野の全指標99項目のうち、再掲の9項目を除く90項目について中間評価を行った。
- 90項目中、22項目が最終目標を達成し、改善した33項目と合わせると、全体の約6割で、一定の改善がみられた。

評価区分	内容	件数	割合
達成	目標値を達成済み	22項目	24.4%
改善	基準値から改善しているもの	33項目	36.7%
現状維持	基準値から変化がないものを	4項目	4.4%
後退	基準値から後退しているもの	23項目	25.6%
その他	数値の把握ができない等の理由により、評価不能のもの	8項目	8.9%

## 2. 分野ごとの中間評価の結果

	数値目標	達成	改善	現状維持	後退	その他	
<b>県全体</b>	<b>90</b>	<b>22</b> (24.4%)	<b>33</b> (36.7%)	<b>4</b> (4.4%)	<b>23</b> (25.6%)	<b>8</b> (8.9%)	
5 疾 病	がん医療	11	1 (9.1%)	6 (54.5%)	0 (0.0%)	4 (36.4%)	0 (0.0%)
	脳卒中医療	4	1 (25.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)
	急性心筋梗塞等の心 管疾患医療	6	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (33.3%)	4 (66.7%)
	糖尿病医療	10	1 (10.0%)	3 (30.0%)	1 (10.0%)	2 (20.0%)	3 (30.0%)
	精神科医療	12	1 (8.3%)	5 (41.7%)	2 (16.7%)	4 (33.3%)	0 (0.0%)
	精神科医療 (認知症医療)	6	2 (33.3%)	4 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	5 事 業 及 び 在 宅 医 療	離島・へき地医療	3	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
救急医療		4	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (75.0%)	0 (0.0%)
小児医療		6	1 (16.7%)	4 (66.6%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)
周産期医療		7	3 (42.9%)	1 (14.2%)	0 (0.0%)	3 (42.9%)	0 (0.0%)
災害医療		5	2 (40.0%)	3 (60.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
災害医療(原子力災害 医療)		4	0 (0.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)
在宅医療		12	8 (66.7%)	2 (16.7%)	0 (0.0%)	2 (16.6%)	0 (0.0%)

## 3. 指標の見直しについて

- 中間評価を踏まえ、事業の進捗管理に必要な指標の見直しを行った。

見直しの内容	件数
【A】新たに指標を追加	8 項目
【B】指標の見直し	7 項目
【C】指標の削除	5 項目
【D】目標値等の再設定	21 項目

※再掲除く

## 主な見直し内容

分野	主なもの
がん医療	(指標等の見直しなし)
脳卒中医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>「脳梗塞に対する t-PA による脳血栓溶解療法適用患者への同療法実施件数」の目標値を上方修正【D】</li> <li>「回復期リハビリテーション病棟に入院している脳血管疾患の患者の在宅転帰率（脳卒中入院患者のうち在宅等へ転帰した割合）」を「在宅等生活の場に復帰した脳血管疾患患者の割合」に見直し【B】</li> <li>脳血管疾患の死亡率を「粗死亡率（人口 10 万人あたり）」から「年齢調整死亡率（人口 10 万人あたり）」に見直し【B】</li> </ul>
心血管疾患医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>「来院後、90 分以内の冠動脈再開通達成率」の目標値を修正【D】</li> <li>「心血管疾患リハビリテーションが可能な施設数」を「心血管リハビリテーションの実施件数（外来＋入院）（SCR スコア）」に見直し【B】</li> <li>「心疾患（高血圧を除く）の年齢調整死亡率」を新たに追加【A】</li> </ul>
糖尿病医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>「糖尿病連携医」の目標値を上方修正【D】</li> <li>「長崎地域糖尿病療養指導士数」「1 型糖尿病に関する専門的治療を行う医療機関数」を新たに追加【A】</li> <li>「糖尿病の年間調整死亡率」の目標値を明確化【D】</li> </ul>
精神医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>「平均生活日数」を新たに追加【A】</li> <li>「入院後 6 ヶ月時点の退院率」「入院後 12 ヶ月時点の退院率」の目標値を他計画との整合性を図るため見直し【D】</li> <li>「再入院率（1 年未満の入院患者）」「再入院率（1 年以上の入院患者）」の削除【C】</li> </ul>
精神医療（認知症）	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症に対応できる人材育成に関する各指標について、国の目標値との整合性を図るため、指標及び目標値を見直し【B】【D】</li> </ul>
離島・へき地	<ul style="list-style-type: none"> <li>「へき地医療拠点病院の必須事業の実施件数が年 1 回以上の医療機関割合」を新たに追加【A】</li> </ul>
救急医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>「県メディカルコントロール協議会の開催件数」を新たに追加【A】</li> </ul>
小児医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>「医療的ケアが必要な小児に対応する訪問看護ステーション数」の目標値を上方修正【D】</li> <li>「災害時小児周産期リエゾン任命者数」を新たに追加【A】</li> </ul>
周産期医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>「医療的ケアが必要な小児を受け入れている訪問看護ステーション数」の目標値を上昇修正【D】</li> <li>「災害時小児周産期リエゾン任命者数」を新たに追加【A】</li> </ul>
災害医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>「DMAT 数」の目標値を上方修正【D】</li> <li>「災害医療教育（EMIS 含む）の実施回数」を新たに追加【A】</li> </ul>
災害医療（原子力災害医療）	(指標の見直しなし)
在宅医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標年を 2020 年から 2023 年へ見直し【D】</li> </ul>

## 第 4 章 今後の取組について

- 令和 3 年 5 月の医療法改正により、医療計画の記載事項に「新興感染症等の感染拡大時における医療」が追加され、次期計画に新興感染症対策が新たな事業として盛り込まれることとなった。
- まずは、足下の新型コロナウイルス感染症対策を着実に進めるとともに、次期計画から追加される「新興感染症等の感染拡大時における医療」に関する国における検討状況を踏まえ、平時に加えて、緊急時における医療提供体制の構築についても必要な検討を行う。